

USPTO、最終拒絶後の審査官の判断時間を増加させるプログラムを改善

2013年5月21日
JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は5月17日付官報において、従来行われていた、最終拒絶（Final Office Action）後の出願人による応答に対して審査官の判断時間を増加させることを認めるプログラム（After Final Consideration Pilot（AFCP）¹）を改善すると発表した²。

このプログラムはAfter Final Consideration Pilot Program 2.0（AFCP 2.0）と呼ばれ、従来のAFCPを改善するとされる。AFCPからの主な改善点は

- ・出願人側がこのプログラムの適用を申請しなくてはならない。
- ・最終拒絶後の出願人側の応答には少なくとも一つの独立クレームの補正が含まれていなくてはならない。
- ・（最終拒絶後の補正によっても）クレームすべてが特許されないと審査官が判断した場合は、審査官から面接の要求が行われることとなっている。

このプログラムは、継続審査請求（RCE）の件数を減らすべく開始されたものである。通常の審査時間に加えて、特許出願には3時間、意匠出願³には1時間の判断時間が（追加で審査官に）与えられ、その時間内において最終拒絶後の出願人の応答を検討し、特許許可等が可能であるか否かをさらに判断することになる。

AFCP 2.0ガイドライン⁴によれば、判断のための追加時間には大幅な変更は無い。最終拒絶後に面接が行われなかった場合（出願人側が面接を拒否した場合も含む）は3時間（意匠は1時間）まで検討で用いたと計上することができ、

¹ 2012年4月3日付NY発知財ニュース：[USPTO、審査官の判断時間を増加させるテストプログラムを開始](#)（PDF）参照

² [官報](#)（PDF）なお、AFCPは公式発表はないが何度も延長されており、現在に至っている。

³ 正確には、意匠特許（design patent）であって特許の一部であるが、ここでは意匠出願と記載した。

⁴ [AFCPガイドライン](#)（PDF）

出願人と面接を行った場合は、2時間まで検討で用い、1時間を面接で用いたと計上することができる(意匠の場合は1時間+面接にかかった時間)。

このプログラムの対象案件は通常出願、PCTの国内移行出願、継続出願、分割出願であり、再発行出願と再審査関連出願は対象外となっている。また、このプログラムの実施期間は2013年5月19日～9月30日とされている。

(了)